

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正等について

災害弔慰金の支給等に関する法律（以下「法」という。）の一部改正に伴い、宇治市災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「条例」という。）の一部改正を予定しておりますので報告いたします。

1 法改正の背景

阪神・淡路大震災について、当時は、被災者生活再建支援法（平成10年制定）がなく、多くの被災者が、災害援護資金に頼って生活再建することを余儀なくされたところであるが、高齢化をはじめ、貸付けを受けた者が置かれている状況や債権管理の実態等に鑑み、償還金の支払猶予、償還免除の対象範囲拡大、災害弔慰金等に係る合議制機関の設置など、必要な措置を講じるための改正法（議員立法）が、6月7日に公布された。

2 制度の概要

(1) 災害援護資金

- | | |
|----------|---|
| 1) 受給者 | 災害救助法による救助が行われる災害、その他政令で定める災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者（所得制限あり） |
| 2) 貸付限度額 | 350万円 |
| 3) 貸付利率 | 保証人あり 無利子
保証人なし 年1.5%（据置期間3年は無利子） |
| 4) 償還方法 | 年賦、半年賦又は月賦 |
| 5) 償還期間 | 10年（据置期間含む） |

(2) 災害弔慰金

- | | |
|--------|-------------------------------------|
| 1) 受給者 | 1 市町村において住居が5世帯以上滅失した災害等により死亡した者の遺族 |
| 2) 支給額 | 生計維持者が死亡 500万円
その他の者が死亡 250万円 |

(3) 災害障害見舞金

- | | |
|--------|--------------------------|
| 1) 受給者 | 1 市町村において住居が5世帯以上滅失した災害等 |
|--------|--------------------------|

	により重度の障害を受けた者	
2) 支給額	生計維持者	250万円
	その他の者	125万円

3 法改正の概要

(1) 災害援護資金関係

- 1) 被災者生活再建支援法制定以前の災害（阪神・淡路大震災）について、一定所得・資産要件による免除
- 2) 平成31年3月31日以前の災害について、償還期限から10年経過後に、市町村が保証債権を放棄できるようにする（国及び都道府県の前貸付金の免除）
- 3) 償還金を支払うことが困難である場合は支払い猶予が可能であることを明確化（改正前：施行令に規定⇒ 改正後：法に規定）
- 4) 破産の場合は、20年の経過を待たず、死亡・重度障害と同様に免除（免除要件に破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を追加）
- 5) 免除等のため、市町村に資産・収入を調査する権限を付与する

(2) 災害弔慰金・災害障害見舞金関係

- 1) 市町村は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、審議会等を設置するよう努める

4 条例改正の時期（予定）

令和元年9月定例会に議案提出予定